

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

名古屋北法律事務所



〒462-0819
名古屋市北区平安二丁目1番10号
第5水光ビル3階
TEL(052)910-7721 FAX(052)910-7727

憲法クイズ本

Vol.2



まずは準備体操！

日本国憲法の
3つの柱って？

みんなで考えよう！

聞くのはちょっと待って！



こんにちは。

「暮らしと法律を結ぶホウネット」です。

皆さんは日本国憲法をご存知ですか？

日本国憲法の条文を読んだことがありますか？

日々の暮らしの中で実感することはあまりないかも

しがれませんが、憲法は私たちの生活に溶け込んで

います。現代を生きる私たち日本人の精神の根幹を

成すものと言っても過言ではありません。

そんな憲法の常識が、今まさに覆されようとして

います。

日本国憲法とは何なのか、みんなで楽しく考えて

みませんか？



表紙のこたえ 基本人権の尊重・国民主権・平和主義

こたえ

第1問

A集団安全保障 B集団的自衛権

第2問 A,B,C,E

第3問 B

第4問 X

作成者：暮らしと法律を結ぶホウネット

2014.8.15 作成

第4問 解説

(1) 知る権利

知る権利は、国民主権や表現の自由などを根拠とする権利で、新しい人権の一つ。表現をしたり、政治に参加したりするためには、情報を知ることが必要。

日本国憲法には明示されていないが、学説の多くは、知る権利も憲法上保障されると解釈している。

(2) 説明責務

自民党案では、「国政上の行為に関する説明の責務」と題して、「国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う」と書かれているが、「知る権利」を明示してはいない。

なお、1999年に情報公開法が制定された際、条文に「知る権利」を入れるかどうかが議論になったが、結局入っていない。

第1問 問題

『集団的自衛権』と『集団安全保障』の説明は、それぞれどちらでしょう。

A 1つの集団の内部で、各国が互いに対する戦争

や武力行使を禁止する取り決めを結び、その取り決めに違反する国に対し、残りのすべての国家が集団的な制裁行動をとることにより、集団に属する国家の安全を統一的に保障すること

B ある国が攻撃をうけたときに、被害国を防衛するため他の国が加害国に対して攻撃すること

第1問 解説

(1) 集団安全保障

国際連盟や国際連合などが、互いに攻撃し合わないという共通のルールを作り、そのルールに反した国が出た場合には、当事国同士が武力を用いるのではなく全体で解決することで、むやみな武力紛争を防ぐシステム。

国連憲章では、例えば国連安全保障理事会による勧告、他の加盟国が共同して行う経済制裁、そして国連軍の出動などの措置を定めている（第6章、第7章）。

(2) 集団的自衛権

こうした集団安全保障の措置が間に合わない場合の一時的・暫定的な措置として、国連憲章では、加盟国に個別的あるいは集団的自衛権の行使が認められている（国連憲章51条）。

集団的自衛権は、「互いに武力を使わない」という集団安全保障のルールの例外であるため、あくまでも一時的な手段としてしか認められていない。

第4問 問題

自民党改憲草案（2012）では、国民の「知る権利」が明示されている。

○か×か？

第3問 解説

(1) 国民の義務

日本国憲法では、「子女（子ども）に普通教育を受けさせる義務」（26条2項）、「勤労の義務」（27条1項）、「納税の義務」（30条）を定めている。

大日本帝国憲法には「兵役の義務」があった。

(2) 義務教育

義務教育とは、親の「子どもに教育を受けさせる義務」に基づく教育のこと。子どもの「教育を受ける権利」を実現するための親の義務。

(3) 勤労の義務

勤労の義務は、国が労働を強制できるという意味ではない。労働能力もあるのに勤労しない人については、何らかの不利益を課すことも正当化できる、という意味。（例：雇用保険法では、正当な理由なく公共職業訓練所の職業指導を拒んだ場合には給付制限がなされる）

第2問 問題

次のうち、労働者の権利として憲法で定められているのは、どれでしょう。（憲法27条、28条）

- A 団結権
- B 団体交渉権
- C 勤労の権利
- D 休息の権利
- E 団体行動権
- F 賃金請求権

第2問 解説

(1) 勤労の権利

- ・憲法27条1項「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」
- ・「勤労の権利」=生活の糧である労働の機会の提供を求める権利（「勤労の義務」については第3問を参照）

(2) 労働三権（労働基本権）

憲法28条「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」

これらの権利は、使用者よりも弱い立場にある労働者が自らの権利を守るために必要な権利=「労働基本権」

「団結権」は労働組合を結成する権利。かつては労働組合を結成すると処罰される時代もあったが、現在は憲法上の権利。「団体行動権」の中には「争議権」（ストライキや怠業など）も含まれる。

(3) 自民党改憲草案

自民党案は28条に第2項を設け、「公務員については労働基本権の全部又は一部を制限できる」と付け加えようとしている。

国家公務員法や地方公務員法は、公務員の労働基本権を制限している（戦後のレッドページによる）。最高裁はこれらの制度を合憲としているが、学説からは根強い批判がある。

第3問 問題

日本国憲法で定められている国民の「義務」に含まれるのは、次のうちどれでしょう。

- A 教育を受ける義務
- B 勤労の義務
- C 投票の義務